

(※改訂版です：ご案内文中判決期日：(誤)平成23年7月15日⇒(正)平成22年7月15日)

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副 会 長 山 本 守 之
(研究・提言部会担当)

第 36 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第36回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

1 日 時：2012年4月24日(火) 18:00~20:30

2 場 所：弁護士会館2階 「クレオA」
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館内
TEL：03-3581-2207

3 テーマ 居住用財産の譲渡に関する納税者勝訴判決の検証

居住用財産譲渡の特別控除の適用の可否が争われた納税者勝訴判決（東京高裁平成22年7月15日判決判例時報2088号63頁）を題材にして、租税法の文理解釈と趣旨解釈の関係、租税法規のあてはめとの関係での行為ないし取引の単位、申告納税制度と「やむを得ない事情」との関係などについて検討するとともに、本件で納税者が勝訴した要因につき分析します。

4 発表者： 弁護士 山本 英幸 氏

5 参加費： 資料代 1,000円(当日徴収)

6 共 催： 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、
日本税務会計学会(東京税理士会)

7 協 賛： 第二東京弁護士会研修センター

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。

以上